

# 第3次あきた子ども・若者プラン について

令和3年3月8日（月）  
青少年健全育成セミナー  
秋田市文化会館

秋田県あきた未来創造部  
次世代・女性活躍支援課  
副主幹 鈴木 矩秀

## 第3次あきた子ども・若者プラン案とは

- 子ども・若者育成支援推進法第9条  
第1項に基づいて策定する県計画
- 子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援などについて定める
- 計画期間 令和3～6年度

## 第3次あきた子ども・若者プラン案の構成

- 第1章 プランの策定に当たって
- 第2章 子ども・若者を取り巻く現状
- 第3章 プラン推進の基本的考え方
- 第4章 施策の推進方向
- 資料編

- 
- 第1章 プランの策定に当たって
- 第2章 子ども・若者を取り巻く現状
- 第3章 プラン推進の基本的考え方
- 第4章 施策の推進方向
- 1 乳幼児期
  - 2 学童期
  - 3 義務教育期
  - 4 思春期
  - 5 青年期

むすび

# これまでの取組の成果

(第2次プラン・H27～R2)

- 福祉医療費助成制度を中学生以下に拡大（平成28年8月）するなど、子育て家庭への経済的な支援制度を整備
- 家庭、学校、地域が連携して取り組んだ結果、児童生徒の学力や体力合計点は全国トップレベルに
- インターンシップや合同就職説明会等の開催により、県内就職希望者の割合が増加

# これまでの取組の課題

(第2次プラン・H27～R2)

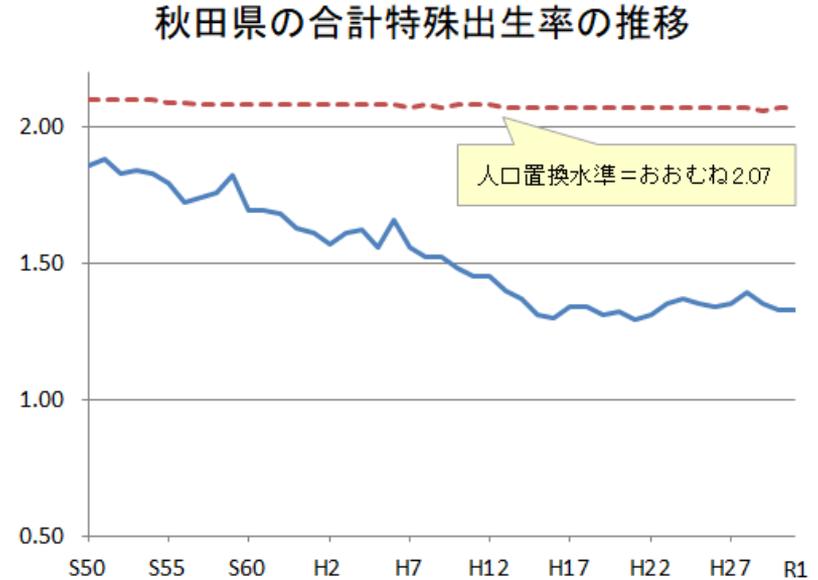
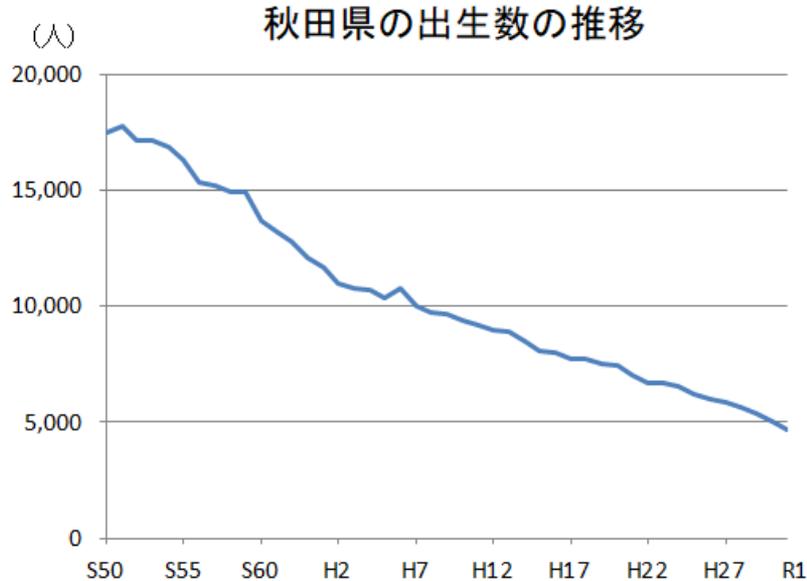
- 3歳未満児について、必要な保育士等が確保できずに待機児童が発生
- スマートフォンやインターネットの普及が進み、その適切な利用を啓発する必要がある
- いじめ認知の重要性が浸透し、いじめの認知件数が増えているほか、不登校児童生徒数も増加傾向

- 
- 第1章 プランの策定に当たって
  - 第2章 子ども・若者を取り巻く現状
  - 第3章 プラン推進の基本的考え方
  - 第4章 施策の推進方向
    - 1 乳幼児期
    - 2 学童期
    - 3 義務教育期
    - 4 思春期
    - 5 青年期

むすび

# 子ども・若者を取り巻く現状 ①

## ○ 少子化の進行



## 子ども・若者を取り巻く現状 ②

### ○ 家庭をめぐる環境の変化

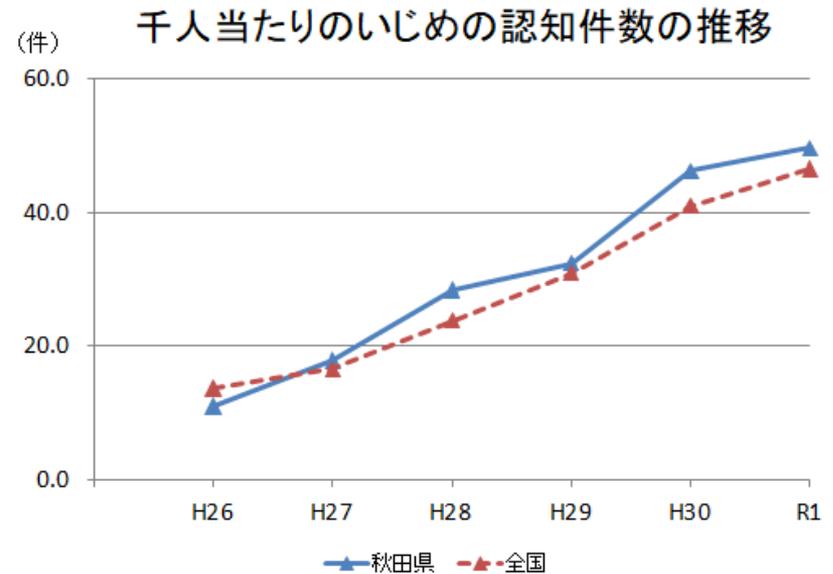
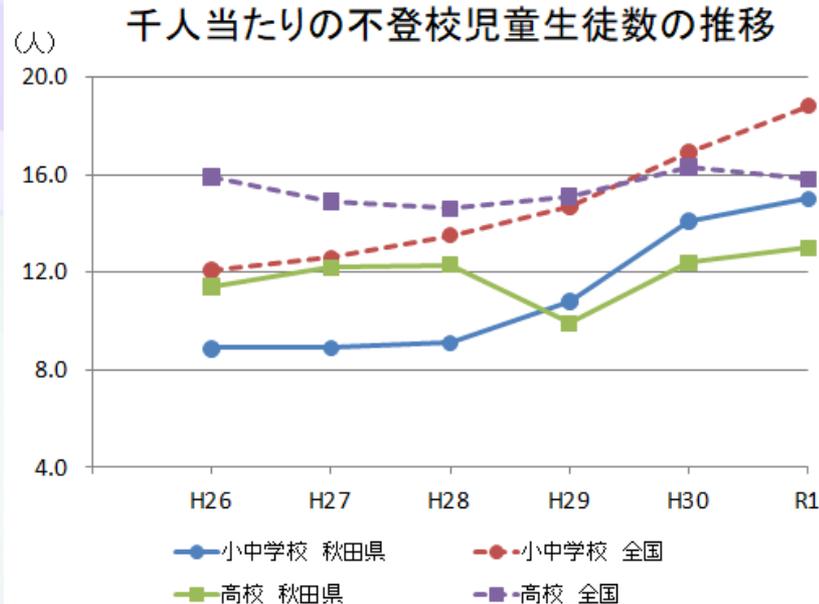
令和元年10～11月に秋田県教育委員会が実施した調査において、約6割の保護者が家庭の教育力が「低下している」と回答。

(理由として多かった回答)

- 共働きの増加や長時間の勤務など、親の仕事の多忙化
- テレビ・ゲーム・インターネットなどの影響

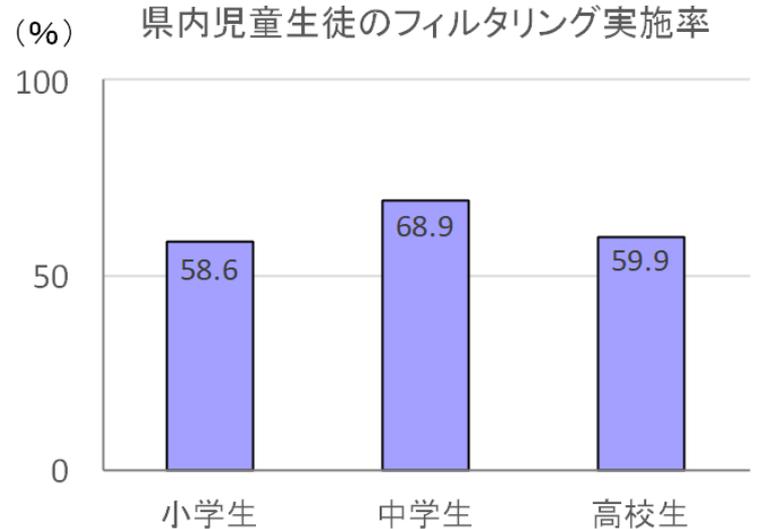
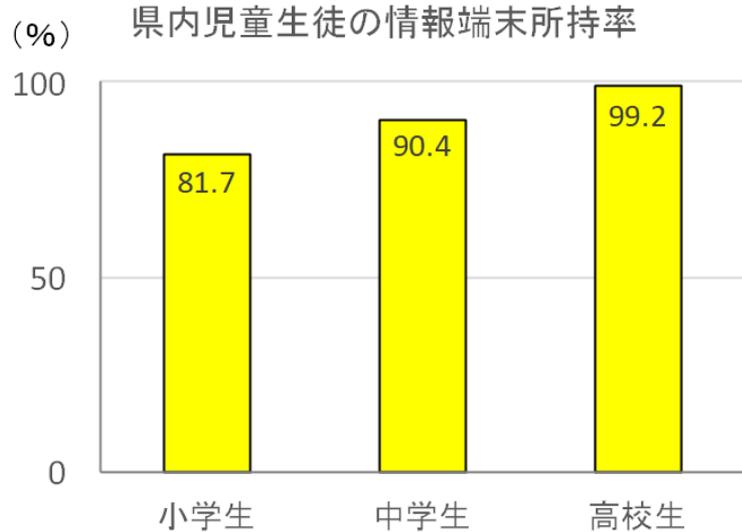
# 子ども・若者を取り巻く現状 ③

## ○ 不登校やいじめをめぐる状況の変化



# 子ども・若者を取り巻く現状 ④

## ○ 情報化社会の進展



- 
- 第1章 プランの策定に当たって
  - 第2章 子ども・若者を取り巻く現状
  - 第3章 **プラン推進の基本的考え方**
  - 第4章 施策の推進方向
    - 1 乳幼児期
    - 2 学童期
    - 3 義務教育期
    - 4 思春期
    - 5 青年期

むすび

# プランにより目指す社会

変化の激しい社会にあって、秋田の子ども・若者がたくましく生き、自己の夢や理想の実現に向けてチャレンジし、社会の一員として貢献していくことを求めつつ、私たち大人もしっかりと子ども・若者を支えることで、責任を共有していく必要。

→ 子ども・若者を尊重し、全ての世代が支え合いながら共に生きる社会を目指していきます。

## 基本的な視点

子ども・若者について、それぞれのステージで社会を構成する一員であるとの自覚を促すとともに、多様な主体との連携のもと、子ども・若者が置かれている状況に応じた支援を推進

- (1) 社会を構成する担い手として子ども・若者を位置づける
- (2) 子ども・若者の置かれている状態に応じて支援する
- (3) 多様な主体による取組とネットワーク化を促進する

# 基本目標

- 3つの基本目標を掲げ、施策を推進
  - (1) 子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり
  - (2) 困難を有する子ども・若者への支援
  - (3) 秋田の未来を切り拓く子ども・若者への支援

# 成長に応じた施策の展開

- 子ども・若者の成長ステージごとに施策を推進
  - (1) 乳幼児期（生まれる前～5歳）
  - (2) 学童期（6歳～12歳）
  - (3) 義務教育期（6歳～15歳）
  - (4) 思春期（13歳～おおむね18歳）
  - (5) 青年期（おおむね18歳～30歳代）

- 
- 第1章 プランの策定に当たって
- 第2章 子ども・若者を取り巻く現状
- 第3章 プラン推進の基本的考え方
- 第4章 施策の推進方向
- 1 乳幼児期
  - 2 学童期
  - 3 義務教育期
  - 4 思春期
  - 5 青年期

むすび

## 乳幼児期（生まれる前～5歳）の施策

### ○ 子どもが安心して生まれ育っていけるような支援

施策1 安心して出産できる環境の整備

施策2 子育てやその支援の充実

施策3 要保護児童等への支援

施策4 支援を必要とする親へのサポート



# 乳幼児期 施策1 安心して出産できる環境の整備

## ○ 母子保健対策の充実

- ・ 地域・医療機関・学校等のネットワークの構築により、地域全体で妊産婦やその家族を見守り、孤立させない取組を推進

## ○ 周産期医療体制の整備

- ・ 総合周産期母子医療センター（秋田赤十字病院）等への支援
- ・ 周産期医療に関する医療関係者への研修

## 乳幼児期 施策2 子育てやその支援の充実

- 就学前の教育・保育の充実
  - ・ 待機児童の解消に向け、保育士等の人材確保や環境整備を実施
- 父親の育児参画の促進
  - ・ 乳幼児の父親やプレパパが子育てを学ぶ機会の充実
- 一般事業主行動計画の策定を通じた企業の取組の促進
  - ・ 育児休業の取得促進や短時間勤務制度の導入等を定めた行動計画策定・実行の促進

## 乳幼児期 施策3 要保護児童等への支援

### ○ 児童虐待防止対策の推進

- ・ 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の情報提供について周知

### ○ 社会的養護体制の充実

- ・ 実親による養育が困難となった子どもが、温かい家庭で生活を送れるよう、里親制度を周知

- 
- 第1章 プランの策定に当たって
- 第2章 子ども・若者を取り巻く現状
- 第3章 プラン推進の基本的考え方
- 第4章 施策の推進方向
- 1 乳幼児期
  - 2 学童期**
  - 3 義務教育期
  - 4 思春期
  - 5 青年期

むすび

## 学童期（6歳～12歳）の施策

### ○ 小学校に通う子どもがのびのびと遊び学ぶ環境の整備

- 施策1 心身の健康づくりの推進
- 施策2 家庭や地域の教育力の向上
- 施策3 安全・安心な環境の確保
- 施策4 要保護児童等への支援



## 学童期 施策1 心身の健康づくりの推進

- 体力づくり・スポーツ活動の推進
  - ・ 運動が苦手な子どもでも運動の楽しさや達成感を味わうことができるよう、体育学習の一層の充実
- 食育の推進
  - ・ 望ましい食習慣を身に付けるため、家庭での食育を推進
  - ・ 食に関する知識や理解を深めるため、農業体験等を実施

## 学童期 施策2 家庭や地域の教育力の向上

### ○ 家庭教育支援体制の充実

- ・ 不安や悩みを抱える保護者等に対して適切な支援ができるよう、各学校等における教育相談体制の充実

### ○ 地域教育支援体制の充実

- ・ 児童館や放課後児童クラブ等の子どもの居場所づくりを推進
- ・ 幅広い地域住民の参画を図る「地域学校協働本部」の取組を促進

## 学童期 施策3 安全・安心な環境の確保

- 安全・安心なまちづくり支援
  - ・子どもの交通安全を確保するための普及活動
  - ・スクールサポーターや自主防犯活動団体による見守り活動等
- インターネットセーフティの推進
  - ・情報化社会における正しい判断や望ましい態度など情報リテラシーを育むため、学校における情報モラル教育を推進
  - ・フィルタリングの普及や学校非公式サイトへの監視等

- 
- 第1章 プランの策定に当たって
- 第2章 子ども・若者を取り巻く現状
- 第3章 プラン推進の基本的考え方
- 第4章 施策の推進方向
- 1 乳幼児期
  - 2 学童期
  - 3 義務教育期**
  - 4 思春期
  - 5 青年期

むすび

## 義務教育期（6歳～12歳）の施策

### ○ 小・中学校において資質・能力を伸ばす

施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

施策2 小・中学校の連携の推進

施策3 学校・家庭・地域の連携の推進

施策4 いじめ防止と困難を有する子どもへの支援



## 義務教育期 施策1 豊かな人間性を育む学校教育の推進

### ○ 多様な体験活動の推進

- ・ 秋田の豊かな自然環境や地域の人材を生かした自然体験、  
芸術・文化体験、農山漁村での宿泊体験

### ○ 読書活動の推進

- ・ 子どもたちが読書を楽しむ習慣を形成に向けた、各教科等の  
授業における学校図書館の利活用

## 義務教育期 施策2 小・中学校の連携の推進

### ○ 生徒指導の充実

- ・ 子どもの指導方法等について、小・中学校間で情報交換や共通実践を進め、子どもの自己肯定感を高めるための取組を推進

### ○ 体系的なキャリア教育・情報モラル教育の推進

- ・ 子どもの発達段階を踏まえた連続した指導・支援を行うため、小・中学校の教員が相互に子どもの実態や指導内容等について情報交換し、指導計画を作成

## 義務教育期 施策4 いじめ防止と困難を有する子どもへの支援

- いじめ防止対策の推進
  - ・ いじめを許さない学校づくり
  - ・ いじめを認知した際は即時に事実確認、学校全体で組織的に対応
- 不登校対策の推進
  - ・ 子ども一人ひとりが活躍する場・他者から認められる場づくり
  - ・ 不登校の子どもに対する、対策委員会による指導・援助

- 
- 第1章 プランの策定に当たって
  - 第2章 子ども・若者を取り巻く現状
  - 第3章 プラン推進の基本的考え方
  - 第4章 施策の推進方向
    - 1 乳幼児期
    - 2 学童期
    - 3 義務教育期
    - 4 思春期**
    - 5 青年期

むすび

# 思春期（13歳～おおむね18歳）の施策

## ○ 自立の基礎となる社会規範や知識・能力の習得

施策1 心身の健康づくりの推進

施策2 個性と創造力を育む教育の推進

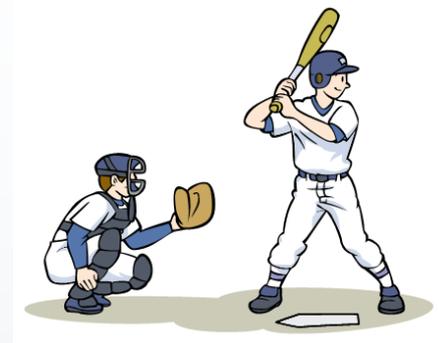
施策3 ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成

施策4 社会参加・参画機会の拡大

施策5 社会への旅立ちの支援

施策6 無業の若者・障害のある若者等への支援

施策7 若者を非行・事件から守る取組



## 思春期 施策3 ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成

### ○ ふるさとへの愛着の醸成

- ・ ふるさとへの愛着心を持ち、ふるさとに生きる意欲が高まるよう、子どもたちが秋田の自然、歴史、文化等と触れ合う機会を充実

### ○ 国際理解の促進

- ・ 学校や公民館への国際交流員の派遣や相互交流事業により、青少年の海外への関心を高める

## 思春期 施策5 社会への旅立ちの支援

### ○ 職業意識の形成支援

- ・ 生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けキャリア教育を充実
- ・ 県内企業の職場見学やセミナーを実施

### ○ 奨学金制度による経済的負担の軽減

- ・ 奨学金の貸与による、経済的負担の軽減
- ・ 多子世帯に向けた奨学金制度

## 思春期 施策7 若者を非行・事件から守る取組

### ○ 健全育成運動の推進

- ・ 「あきた家族ふれあいサンサンデー運動」や、地域住民の声かけによる「あったか声かけ運動」などの青少年健全育成運動を推進

### ○ インターネット利用による被害等の防止

- ・ 子どもたちをインターネットによる有害情報やトラブル等から守る「インターネットセーフティ」の推進

- 
- 第1章 プランの策定に当たって
  - 第2章 子ども・若者を取り巻く現状
  - 第3章 プラン推進の基本的考え方
  - 第4章 施策の推進方向
    - 1 乳幼児期
    - 2 学童期
    - 3 義務教育期
    - 4 思春期
    - 5 青年期

むすび

## 青年期（おおむね18歳～30歳代）の施策

### ○ 社会に一步を踏み出し、自己形成を図る

施策1 職業能力開発・就労等の支援

施策2 多様な学びの場の確保

施策3 地域の活力を担う若者への支援

施策4 出会いと結婚・子育て等の支援

施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援



## 青年期 施策3 地域の活力を担う若者への支援

- ボランティア・NPO活動等への参加促進
  - ・ 県民による地域課題の解決のための自主的・主体的活動を支援
- 若者文化への支援
  - ・ 文化の力により地域の元気を創出するため、若手アーティストの育成に向けた活動の場の充実
- 地域で主体的に行動する若者の育成・支援
  - ・ 若者ならではの斬新な発想を活かしたチャレンジを支援

## 青年期 施策4 出会いと結婚・子育て等の支援

- 出会いと結婚への支援
  - ・ あきた結婚支援センターのマッチングシステムによる出会い支援
  - ・ オンラインによる出会いイベントやセミナー等の開催
- 企業における仕事と育児・家庭の両立支援の促進
  - ・ 従業員の仕事と子育ての両立支援に対する企業の取組の促進
  - ・ 男性の家事・育児への参画や働き方改革を通じた長時間労働の改善、新たな働き方の導入などに関する普及啓発

## 青年期 施策5 社会的自立に困難を有する若者への支援

### ○ 若者の自立に向けたサポート

- ・ ニートやひきこもり状態にある若者が社会への一歩を踏み出せるよう、地域若者サポートステーションや若者の居場所により支援

### ○ ひきこもり対策の推進

- ・ 県ひきこもり相談支援センターにおいて親などからの相談に対応
- ・ 「青年グループ」を開催し、居場所を提供しつつ、対人関係能力の向上をサポート

- 
- 第1章 プランの策定に当たって
  - 第2章 子ども・若者を取り巻く現状
  - 第3章 プラン推進の基本的考え方
  - 第4章 施策の推進方向
    - 1 乳幼児期
    - 2 学童期
    - 3 義務教育期
    - 4 思春期
    - 5 青年期

むすび

## 推 進 体 制

- 市町村や市町村民会議、NPOなどの民間団体等と連携・協働して施策を実施
- 施策の進捗状況を毎年度、検証し公表

## 皆さんにお願いしたいこと

- 青少年の健全育成に向けた各種の取組の実施
  - ・ 青少年の非行・被害防止標語コンクール
  - ・ 少年の主張大会の開催
  - ・ 街頭啓発活動



ご清聴、ありがとうございました。

